

平成15年度危険物安全週間

「危険物

無事故の主役は

あなたです」

6月8日(日)から14日(土)までの1週間、危険物安全週間が実施されます。

今日、石油類をはじめとする危険物は、事業所などで幅広く利用されるとともに、我々の生活に深く浸透し、その安全確保の重要性は益々増大しています。

このため、事業所における自主保安体制の確立を呼びかけるとともに、広く国民の危険物に対する意識の高揚と啓発を図ることを目的として、危険物安全週間は実施されます。

「危険物」とは、その名のとおり「危険を生ずる恐れのある物品」と辞書には載っています。しかし、ここで取り上げる「危険物」とは、消防法で定められている物品をさし、発火性、引火性が強く、火災発生時の危険性、火災拡大の危険性、消火の困難性が高い物品をいいます。

消防法では、公共の安全を守るために、これら危険物を

その性質によって6つに分類し、それらの貯蔵、取扱い、運搬などに規制を設けていますが、規制がかかるのは大量に貯蔵や取扱いをする場合のみです。しかし、6つの分類のうち、ガソリンや灯油に代表される第4類の危険物は、私たちの身の回りにも多く存在します。

今回は私たちの生活に身近な危険物であるガソリンの性質を紹介いたします。

ガソリン

消防法上の分類

第4類第1石油類

非水溶性液体

引火点

マイナス40度以下

発火点

300度

色

オレンジに着色(自動車用)

臭い

特有の石油臭

6月2日 松山市急患医療センターから 松山市急患医療センターに移転します

診療科目 内科・小児科
 診療日及び時間 (1月1日を除く)
 内科 月～土曜日 21:00～0:00
 小児科 月～土曜日 21:00～翌朝8:00
 日曜日 翌午前0:00～8:00
 場所 萱町六丁目30-1
 (松山市保健所・消防合同庁舎西隣)
 ☎ 922-1199

引火点とは、火を近づけたときに、その液体が燃え始める液温です。ガソリンの引火点がマイナス40度以下ということは、常温では常に引火の可能性があるということです。

灯油の引火点は40度から60度ですので、ガソリンの引火の危険性はきわめて高いといえるでしょう。発火点とは、自ら発火し、燃焼を開始する最低の温度です。

現在、松前町内には約500の危険物を取り扱う施設が存在します。こういった施設における安全対策はもちろんですが、ご家庭でも危険物に対する認識を今一度深め、安全に利用し、豊かな暮らしに役立てましょう。

わが町の消防士

今回のわが町の消防士は、人ではなく車、つまり、消防車両の紹介です。

消防ポンプ自動車 (MX-1)

平成12年に導入された最新の消防車両で、高性能ポンプを搭載し、操作もコンピューター制御で様々な状況に対応し、圧力や放水量などもデジタル表示され、設定により放水圧力の自動調整も可能です。

また、小型であるため、大型消防車の進入できない狭い道路も走行可能であり、狭い場所にある消防水利も難なく使用できるのも特徴です。

車両後部に積載しているホースレイヤー(ホース延長用車両)は電動で走行し、隊員に大きな負担を掛けることなくホースを延長することができます。

消防ポンプ自動車 (MX-1)



搭載されている高性能ポンプ



ホースレイヤー (ホース延長用車両)

